上越市地域防災計画の改訂について(概要)

経緯

今回の改訂は、災害対策基本法の一部改正や全国各地で発生した大規模災害の教訓等を踏まえた国の防災基本計画の修正、県の水害に関する防災・減災対策の新たなステージに向けた検討会議の提言を受けた新潟県地域防災計画の修正、さらに令和3年1月の大雪災害対応の検証結果を踏まえ、所要の修正を行うもの

- ◆防災基本計画・新潟県地域防災計画等の修正履歴
 - ○防災基本計画の修正
 - H30.6 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正 等
 - R元.5 平成30年7月豪雨災害を踏まえた修正 等
 - R2.5 令和元年度東日本台風災害及び新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正 等
 - R3.5 災害対策基本法の一部改正に基づく修正
 - 〇新潟県防災・減災の新たなステージに向けた検討会議提言
 - R元.6 激甚化・頻出化する豪雨を踏まえた今後の水害対策の在り方(ハード対策) 豪雨災害時における住民目線に立った情報伝達の在り方(ソフト対策)
 - ○新潟県地域防災計画の修正
 - H31.3 H30.6の防災基本計画の修正に基づく修正
 - R2 . 10 R元. 5及びR2. 5の防災基本計画の修正に基づく修正 新潟県防災・減災の新たなステージに向けた検討会議提言に基づく修正
 - R3.3 R2.5の防災基本計画の修正に基づく修正 令和元年度東日本台風及び房総半島台風災害、新型コロナウイルス感染症 を踏まえた修正
 - R3.6 R3.5の防災基本計画の修正に基づく修正

改訂概要

■全編

- 1 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正令和元年房総半島台風、東日本台風、平成30年7月豪雨 等
- 2 関係法令等の改正及び施策の進展を踏まえた修正 避難勧告・避難指示の一本化、要配慮者利用施設の避難確保対策 被災市区町村応援職員確保システムの整備 等
- 3 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正 感染症に対応した避難体制の整備、避難所運営の留意点 等
- 4 新潟県防災・減災の新たなステージに向けた検討会議の提言を踏まえた修正 水害への防災対策(ハード対策)、自主防災組織の育成と避難体制の整備(ソフト対策)
- 5 大雪災害の検証結果を踏まえた修正 除雪体制の整備、報償金制度の創設、効果的な情報発信、 円滑な除雪への協力、積極的な情報収集 等

1 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正

《平成30年7月豪雨災害》

社会全体の防災意識の向上を図るため、住民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化する。



「自助」意識の強化

〇住民等に求められる役割として、住民及び企業等は、 災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、 住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」と いう意識を持ち行動するように努めることを明記

【地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編、 一般災害対策編】

《令和元年9月房総半島台風》

国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信 手段の提供等について利用者への周知に努めるとと もに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情 報提供体制の整備を図る。



電気通信事業者の防災広報活動

○通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図ることを明記

【自然災害対策編】

《令和元年10月東日本台風等》

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。



ハザードマップ等の配布又は回覧時の留意点

〇居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮 した上でとるべき行動や適切な避難先を判断でき るよう周知に努めることを明記

【自然災害対策編】

2 関係法令等の改正及び施策の進展を踏まえた修正

《水防法の一部改正 平成29年5月》

「逃げ遅れゼロ」の実現のための連絡体制の構築 「施設整備による洪水発生の防止」から「施設では 防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識 を根本的に転換し、社会全体で災害に備える水防災 意識社会の再構築に取り組む。



要配慮者利用施設の避難確保対策

〇洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配 慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避 難訓練の実施を義務化し、地域社会と連携した確 実な避難の実現を明記

【自然災害対策編】

《大規模災害時の応援要請に係る手順等の整理》

熊本地震での自治体の応援派遣要請における成果と 課題を踏まえ、総務省が全国的に運用する「被災市 区町村応援職員確保システム」を整備した。



<u>被災市区町村応援職員確保システムによる支援要請</u> (県の役割)

○被災市区町村応援職員確保システムによる支援の 必要性が生じた場合は、県が同システムによる支 援要請を行う旨を明記

【地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編】

《災害対策基本法の一部改正 令和3年5月》

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から 避難指示を行うこととし、避難情報の在り方を包括 的に見直し



現 行	修正後
避難勧告	削る
避難勧告等	避難指示等
避難の勧告及び指示 避難の勧告又は指示など	型無 扣小守
【地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対 原子力災害対策編、一般災害対策編】	策編

2 関係法令等の改正及び施策の進展を踏まえた修正

R3.3 県計画修正

複合災害が発生した場合において、自然災害による 人命へのリスクが高いなどの場合は、当該自然災害 に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動 よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とするこ とを原則とした。



複合災害時における基本的な避難行動

○複合災害が発生した場合においても人命の安全を 第一とし、自然災害による人命へのリスクが高い 場合は、自然災害に対する避難行動を取り、安全 が確保された後、原子力災害に対する避難行動を 取ることを基本とする旨を明記

【原子力災害対策編】

R3.3、R3.6 県計画修正

複合災害時における自然災害から被災を防ぐための 住民への避難等の指示について、自治体の役割を明 確化した。



緊急安全確保措置の指示

〇市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難を 行うことがかえって危険を伴う等の場合は、居住 者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置 を指示することを明記

【原子力災害対策編】

国の屋内退避指示中における独自の避難指示

〇市及び県は、国が屋内退避指示を出している中で も、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要に なった場合は、人命最優先の観点から独自の判断 で避難指示を行うことを明記

【原子力災害対策編】

2 関係法令等の改正及び施策の進展を踏まえた修正

R3.3 県計画修正(防災基本計画の反映)

県及び市町村は、平時から、物資の備蓄状況や運送 手段、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の 連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めることと した。



物資の調達、供給活動

〇県と連携し、平時から、訓練等を通じて、物資の 備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害 協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、 要請手続等の確認を行うことを明記

【原子力災害対策編】

3 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進 ①

R2.10、R3.3 県計画修正(防災基本計画の反映)

市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めることとした。



避難体制の整備、避難所の確保

○感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討することを明記

【地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編 原子力災害対策編】

R2.10、R3.3 県計画修正(防災基本計画の反映)

市町村は、被災地(避難所)において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めることとした。



感染症流行下における避難所運営の留意点

〇被災地(避難所)において感染症の発生、拡大が みられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当 部局が連携して、感染症対策として必要な措置 を講じることを明記

【地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編 原子力災害対策編】

3 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進 ②

R2.10、R3.3 県計画修正(防災基本計画の反映)

令和2年度における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することとした。



避難所運営計画

〇避難者1人当たり3~4㎡のスペースを目安として 家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバ シー保護の観点から、パーティションや段ボール ベッド等の設置に努める。また、避難所には通路 を設置し、パーティションが設置できない場合は 避難者の区画間をできるだけ2m開けることを意 識するよう努めることを明記

【地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編】

感染症流行下での防護措置

〇新型コロナウイルスのような感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の防護措置を行うことを明記

【原子力災害対策編】

4 防災・減災の新たなステージに向けた検討会議提言を踏まえた修正

「ハード・ソフト」の総合力による水害対策の推進

R2.10 県計画修正

《ハード対策》

深刻な被害を回避する「事前対応」の強化

- ア 施設整備により被害発生リスクを低減させる 対策
- イ 施設能力を超える事象が発生しても、被害を 最小化する対策
- ウ 本来施設が持つ能力を十分発揮させる対策

《ソフト対策》

「自らの命は自らが守る」意識の醸成に向けた行 政支援の強化

- ア 住民の確実な避難行動につなげるための方策
- イ 住民に対し避難情報等を確実に伝達するため の方策
- ウ 市町村が避難情報をより適切に発令するため の方策



ため池施設の災害予防対策

○水位計や監視カメラの設置による遠方監視体制を 確立させ、ため池の決壊や下流への被害の予測 情報を自治体等へ提供することで、迅速かつ的 確な避難行動につながる取組の推進を明記

【自然災害対策編】

自主防災組織育成計画

〇自主防災組織がハザードマップ等を活用し、住 民自らがマイ・タイムラインなどの避難計画を 立て、自主防災組織単位の防災マップを作成す る取組など、住民参加型の取組に対する支援を 強化することを明記

【自然災害対策編】

〉 避難体制の整備

〇ハザードマップ等の作成に当たっては、住民が災害時の状況を具体的にイメージできるようにするとともに、その周知に当たっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できるよう努めることを明記

【自然災害対策編】



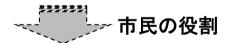
5 大雪災害の検証結果を踏まえた修正

異常降雪に備えた対応

R3.10 大雪災害対応の検証

主な課題

- ア 車道上が圧雪状態となり、幹線道路の除雪 効率が著しく低下
- イ 市民やドライバーへの効果的な情報伝達
- ウ 除雪事業者のオペレーターの交代要員確保
- エ 地域住民が行った道路除排雪作業への支援
- オ 屋根等からの転落事故が増加



円滑な道路除雪への協力

ア 路上駐車を行わないことや異常降雪時の不要不 急の外出自粛などの協力

【自然災害対策編】

積極的な情報収集

イ テレビ、ラジオ、インターネット等を利用した 情報の収集

【自然災害対策編】

除雪体制の整備

ア 道路管理者同士の連携を図り、効率よく除雪が できるよう、除雪事業者による除雪実施路線の 相互乗り入れ等の実施を明記

異常降雪時の早期の除雪着手及び除雪時間帯に よらない連続した除雪等の実施を明記

ウ 除雪オペレーター及び新規除雪事業者の確保を 明記

【自然災害対策編】

補助金・報償金制度の創設

- エ 異常降雪により除雪事業者による市道除雪が困 難になった場合、町内会等に除雪作業を依頼す ることを明記
- オ 屋根雪の落下や雪処理時の事故の防止対策への助成を明記(命綱固定アンカー等の設置)

【自然災害対策編】

※効果的な情報発信

イ 効果的な情報発信については現計画の「交通状 況及び交通確保対策の実施状況等について、 適時適切な広報を行うものとする。」の規定 の中で運用



市の役割

5 大雪災害の検証結果を踏まえた修正

一斉屋根雪下ろしの対応

R3.10 大雪災害対応の検証

主な課題

- ア 実施日が土・日曜日の2日間限定だったため、 事業者(作業員)の確保が困難
- イ 空き家の増加



市民の役割

市の役割

円滑な屋根雪下ろし実施への協力

- ア 下ろし手(作業員)の事前確保
- イ 所有者等による空き家の適切な管理 町内会における空き家所有者等の連絡先の把握 【自然災害対策編】

実施方法の見直し

ア 毎年、降雪期前に市・排雪事業者・町内会で手順の確認を明記

【自然災害対策編】

空き家への対応

イ 一斉屋根雪下ろしの実施に伴う対象地区の「緊 急安全措置」として、市は、危険性や第三者 に被害が及ぶ可能性等を総合的に勘案の上、 必要なものについて、所有者等に代わり当該 屋根雪下ろしと排雪の実施を明記

【自然災害対策編】